

第 4 章

高圧ガス販売の留意事項

第4章 高圧ガス販売の留意事項

1. 販売事業

(1) 販売事業の届出（法第20条の4）

高圧ガスの販売事業を営もうとする者は、販売所ごとに事業開始の20日前までに知事に届け出なければならない。

留意事項

① 届出をする必要がない場合

イ. LPガスを一般消費者等のみに販売する場合（法第20条の4）

（ただし、液化石油ガス法第3条の販売事業の登録を受ける必要がある。）

ロ. 第一種製造者が製造したガスをその事業所において販売する場合（法第20条の4第1号）

（別事業所からのローリー直送や仕入れた充填容器により販売する場合（伝票販売等）は、第一種製造者であっても届出を必要とする。）

ハ. 令第6条販売事業の届出をすることを要しない高圧ガス

貯蔵数量が常時容積5m³の販売所で次のガスを販売するとき（液化ガスは気化した量）

1号) 医療用高圧ガスを販売する場合（液化酸素を除く）（政令関係告示第5条第1項）

在宅酸素療法用の液化酸素の使用者等は製造届出を必要とする場合がある。※

（参考—4.在宅酸素療法に係る液化酸素取扱要領により行う。）

※以下の場合には法第13条に該当（その他の製造として届出等不要）

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）

（20240426 保局第1号 令和6年4月26日追加）

第13条関係

本条が適用される製造とは、主として次に掲げるものである。

（ホ）在宅酸素療法における患者等が行う酸素吸入のための高圧ガスの製造（親容器から子容器への液化酸素の移充填）であって、一般財団法人医療関連サービス振興会における認定を受けた者等在宅酸素供給装置の保守点検事業者として医療法（昭和23年法律第205号）第15条の3第2項の厚生労働省令で定める基準に適合している者による点検・指導を受けて実施されるもの

2号) 内容積300ml以下の容器内の高圧ガスで温度35度で20MPa以下のものを販売する場合

3号) 消火器内の高圧ガスを販売する場合

4号) 内容積1.2ℓ以下の容器内の液化フルオロカーบอนを販売する場合

5号) 自動車又はその部品内部における高圧ガスを販売する場合

6号) 不活性ガス又は空気を封入した緩衝装置であって設計圧力を超える圧力にならない構造であるもの

- ・エア・サスペンション
- ・外部のガスの供給源と配管により接続されていない緩衝装置
(ショックアブソーバ、アキュムレータその他) (政令関係告示第5条第2項)

二. 販売事業の届出が不要な場合 (2019 保局第 12 号政令関係告示の運用解釈)

高圧ガス保安法の適用除外であるフルオロカーボン回収装置から直接、冷凍設備にフルオロカーボンを充填する場合等、適用除外となる行為については、製造の許可・届出のみならず販売の届出も不必要。

② 販売所とは、

容器の取扱いに関係なく、契約が成立する場所をいう。

③ 貯蔵施設 (容器置場等)

平成 9 年度の法改正により販売所に付属する販売施設から分離され、法第 15 条～第 19 条の貯蔵の基準が適用される。“第 2 章 高圧ガス貯蔵所の留意事項” 参照のこと。

④ 販売する高圧ガスの種類と販売方法に関する法規制について

表 4-1. 冷凍設備関係の販売における法令の適用

販 売 形 態	販売事業の届出	適用する保安規則
ユニット形エアコン ディショナーの販売	・フルオロカーボン等※ 冷凍能力が 50 t /日以上 ・その他のガス 冷凍能力が 20 t /日以上	必 要 冷凍保安規則 (運用解釈 冷凍則第 26 条関係)
	冷凍能力が上記未満	不 要 適 用 除 外
冷凍 (房) 設備に 補充して販売	フルオロカーボン等	必 要 一般高圧ガス保安規則
	液化石油ガス	必 要 液化石油ガス保安規則
フルオロカーボンの 容器による販売	容量 1.2ℓ を超える容器	必 要 一般高圧ガス保安規則
	容量 1.2ℓ 以下の容器	不 要 適 用 除 外

※ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン、空気又はアンモニア

(2) 変更の届出（法第 20 条の 7）

販売業者は、販売する高圧ガスの種類を変更したときは、遅滞なく知事に届け出なければならない。

○高圧ガスの種類の変更

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
（20240426 保局第 1 号 令和 6 年 4 月 26 日）法第 20 条の 7 関係
次の同一区分内の高圧ガスの種類の変更は、届出の必要はない。

- イ. 冷凍設備内の高圧ガス ----- 冷凍保安規則
- ロ. 液化石油ガス ----- 液化石油ガス保安規則
- ハ. 不活性ガス ----- 一般高圧ガス保安規則

留意事項

- 販売の届け出をしている販売事業者が「令第 6 条販売事業の届出をすることを要しない高圧ガス」のガスを追加する場合は、高圧ガスの種類の変更になる。（H22-高-30）
その販売主任者の選任が必要なガスの追加の場合は、販売主任者も選任する。

2. 高圧ガス販売に係る保安

2-1. 保安教育（法第 27 条）

第一種製造者は、その従業者に対する保安教育計画を定め、忠実に実行しなければならない。

（届出不要）

第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高圧ガス消費者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

2-2. 周知の義務（法第 20 条の 5）

下記の周知対象のガスの販売契約を締結したとき及び周知をしてから一年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごとに、規定する事項を記載した書面を購入して消費する者に配布し周知する。

ただし、第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者は除く。

（一般則第 39 条、液石則第 40 条）

表4-2. 周知対象のガスと規定する周知の内容

周知対象のガス	<ol style="list-style-type: none"> 1. 溶接又は熱切断用の液化石油ガス、アセチレン、天然ガス又は酸素 2. 在宅酸素療法用の液化酸素 3. スクーバダイビング等呼吸用の空気 4. スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素及び窒素の容量の合計が全容量の98%以上で、かつ、酸素の容量が全容量の21%以上のもの（前号に掲げるものを除く。） 5. 燃料用の液化石油ガス
規定する周知の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 使用する消費設備のその販売する高圧ガスに対する適応性に関する基本的な事項 2. 消費設備の操作、管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項 3. 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項 4. 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項 5. ガス漏れを感知した場合その他高圧ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項 6. 前各号に掲げるもののほか、高圧ガスによる災害の発生防止に関し必要な事項

2-3. 販売先台帳・帳簿の保存

①高圧ガスの引渡し先の保安状況を明記した台帳を備えること
 （一般則第40条第1項第1号、液石則第41条第1項第1号）

②販売業者は、販売所ごとに、記載した帳簿を備え、記載の日から2年間保存しなければならない。
 （法第60条、一般則第95条第3項、液石則第93条第3項）

イ. 高圧ガスを容器により授受した場合

・ 充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力（液化ガスについては、充填質量）、授受先並びに授受年月日

ロ. 周知を行った場合

- ・ 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所
- ・ 周知をした者の氏名
- ・ 周知の年月日

2-4. 販売主任者選任届出（法第28条第1項）

次の高圧ガスを販売する販売業者は、販売所ごとに資格者の中から販売主任者を選任し、知事に届け出なければならない。

製造又は販売に関する経験の必要な販売店の区分等詳細は下記を参照のこと。

○提出書類

- イ. 高圧ガス販売主任者届書（様式第 35） ～ 2部
- ロ. 高圧ガス販売主任者免状等の写し及び経験を証する書面 ～ 2部

販売主任者の選任が必要な高圧ガス

（一般則第 72 条第 1 項、液石則第 70 条第 1 項）

イ) アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン、モノシラン、酸素（スクーバダイビング呼吸用の酸素容量が 40%未満のガスを除く。）

ロ) 液化石油ガス

（資格者）

- イ) 甲化、乙化、甲機、乙機責任者免状又は第一種販売主任者免状所有者で、高圧ガスの種類（一般則第 72 条第 2 項）ごとの製造又は販売に関する 6 月以上の経験者
- ロ) 甲化、乙化、甲機、乙機、丙化（液石）責任者免状又は第二種販売主任者免状所有者で液化石油ガスの製造又は販売に関する 6 月以上の経験者（液石則第 70 条第 2 項・第 3 項）

表 4-3. 販売所の区分ごとの経験が必要な高圧ガスの種類（6 月以上）

（一般則第 72 条第 2 項、液石則第 70 条第 2 項）

販 売 所 の 区 分	ガ ス の 種 類
アセチレン、アルシン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、ジシラン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ジボラン、水素、セレン化水素、ホスフィン、メタン、モノゲルマン及びモノシランの販売所	アルシン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、ホスフィン、モノゲルマン及びモノシラン
アセチレン、アンモニア、塩素、クロルメチル、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、シアン化水素、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、水素及びメタンの販売所	アンモニア、一酸化炭素、酸化エチレン、クロルメチル、シアン化水素、石炭ガス、トリメチルアミン、モノメチルアミン及び硫化水素
アセチレン、水素及びメタンの販売所	アセチレン、油ガス、エタン、エチレン、塩化ビニル、水性ガス、水素、メタン及びメチルエーテル
塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄及び四フッ化ケイ素の販売所	亜硫酸ガス、塩素、五フッ化ヒ素、五フッ化リン、三フッ化窒素、三フッ化ホウ素、三フッ化リン、四フッ化硫黄、四フッ化ケイ素、ブロムメチル及びホスゲン
酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、酸素濃度が 40%未満のものを除く。）の販売所	酸素
液化石油ガスの販売所	液化石油ガス

3. 高圧ガス販売に係る各種届出等

(1) 代表者等変更届出（法の規定無し）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者、特定高圧ガス消費者等は、代表者、法人の名称又は所在地等を変更したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

販売所の場所が変更になった場合は新規の販売所として届け出ること。

○提出書類

- | | |
|------------------|------|
| イ. 代表者等変更届（県様式2） | ～ 2部 |
| ロ. 法人の登記簿謄本 | ～ 1部 |

(2) 承継届出

販売者の事業の全部譲渡、合併、分割又は相続があつた場合は、譲り受けた者、相続人又は、合併後存続する法人等は、販売業者の地位を承継する。（法第20条の4の2）

○提出書類

- | | |
|--------------------------|------|
| イ. 高圧ガス販売事業承継届書（様式第21の2） | ～ 2部 |
| ロ. 合併、分割、相続又は譲渡を証明する書類 | ～ 2部 |
| ハ. 承継者に関する事項 | |
| ・ 法人の登記簿謄本（地位を承継した法人の場合） | |
| ・ 被相続人の戸籍謄本（個人の場合） | |
| ・ 承継人以外の相続権利者の同意書（個人の場合） | |

(3) 販売所廃止届出（法第21条第5項）

販売の事業を廃止したとき。

販売所の移転の場合は、廃止届と新たな場所の新規届出

○提出書類

- | | |
|-------------------|------|
| イ. 販売所廃止届書（様式第26） | ～ 2部 |
|-------------------|------|

(4) 事故届（法第63条） 危険時の届出（法第36条）

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、高圧ガスを貯蔵し、又は消費する者、容器製造業者、容器の輸入をした者その他高圧ガス又は容器を取り扱う者は、危険な状態になったとき又は事故が発生したときは遅滞なくその旨を知事、又は警察官に届け出なければならない。

- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて**危険な状態**になったとき
- ・その所有し、又は占有する高圧ガスについて**災害が発生**したとき
 - 災害の発生日時、場所及び原因、高圧ガスの種類及び数量、被害の程度 等
- ・その所有し、又は占有する高圧ガス又は**容器を喪失し、又は盗難**にあったとき
 - 盗難の場合、まず警察に届出ること。その後、県へ届出ること

○提出書類

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 事故届書（様式第 58） | ～ 2部 |
| (2) 事故の内容を記した書類 | ～ 2部 |
| ① 災害発生日時、場所及び原因 | |
| ② 高圧ガスの種類及び数量 | |
| ③ 被害の程度 | |
| ④ 新聞等に掲載された記事のコピー | |
| (3) 今後の対策を記した書類 | ～ 2部 |

事故が起こった場合の急報について

事故を確認した場合はただちに長崎県消防保安室あて
下記連絡内容を電話・FAX等で至急連絡すること。

高圧ガス事故発生の緊急連絡

長崎県消防保安室 保安班 あて

1. 発生日時 年 月 日 午前・午後 時 分

2. 発生場所 住 所
 事業所名

3. 事故の概要

- ・対象ガス
- ・使用状況
- ・事象（爆発・火災・漏洩等）

4. 被害者の状況（人数、状態・関係者、部外者）

5. 物的被害の状況（事業所内・事業所外）

6. 現況

7. 対策状況

8. 連絡担当者

所属等

電話番号

FAX

4. 高圧ガス販売所に係る届出要領

4-1. 届出書類

(1) 高圧ガス販売事業届出書類	
必要書類	① 高圧ガス販売事業届書（様式第21） ② 販売事業等明細書 ③ 添付図面等 ④ 高圧ガス販売主任者選任届書（様式第35）※必要な場合 ※2-3. 販売主任者選任届出参照
販売事業明細書	販売所等明細書には次の項目を具体的かつ簡潔に記載する。 ① 販売する高圧ガスの種類 ② 販売の目的 ③ 販売の方法 ④ 貯蔵設備の有無及び貯蔵能力 ⑤ 販売する高圧ガスの種類に応じて、法第20条の6第1項の技術上の基準に関する事項 ⑥ 販売所の位置及び付近の状況を示す図面
添付図面	添付図面等は、販売所等明細書の内容を説明するもので、おおむね次のとおりとする。 ① 販売所の位置及び付近の状況を示す図面 ② 事業所全体平面図 ③ 販売先保安台帳の様式 ④ 容器授受記録簿の様式 ⑤ その他関係基準に適合することを説明する書面又は図面
提出要領	① 届出書等は、2部（正・副）作成する。 ② 届出書等のサイズはA4とし、図面等もA4に折り込む。 ③ 届出書等の提出時期は、販売開始の20日前までに提出する。 ④ 届出書は、原則として申請者が持参し説明する。

4-2. 高圧ガス販売事業届出書類の作成要領

(1) 高圧ガス販売事業届出書類の記載要領

①適用される規則の種別

一般則の適用を受ける設備は「一般」、液石則の適用を受ける設備は「液石」、冷凍則の適用を受ける設備は「冷凍」に○をする。

②名 称

販売所の名称を記載する。

③事務所（本社）所在地

- イ. 法人の場合 ~ 法人登記簿に記載されている本社の所在地を記載する。
- ロ. 個人の場合 ~ 住民票に記載されている住所を記載する。

④販売所所在地

販売所が設置される所在地を記載する。

⑤販売する高圧ガス種類

販売する高圧ガスの名称を記載する。

○混合ガスの場合は「○と○の混合ガス」又は「上記ガスの混合ガス」と記載する。

濃度等の記載不要

○フルオロカーボンの場合は、不燃性、可燃性、難燃性の区分を記載。物質名までは不要。

⑥高圧ガスの種類の変更内容

追加、変更のガスの内容を記載する。

多い場合は変更内容一覧表を添付しても良い。

⑦代表者

イ. 個人の場合は申請人、法人の場合は代表者の職・氏名を記載する。

支店長等委任を受けた者が申請する場合は、受任者の職・氏名をする。

ロ. 国、地方公共団体の場合は、当該事業所の管理責任者の職・氏名を記載する。

例. 委任を受けた代理者の申請（届出）の場合（最初原本の確認、委任状の写しを添付）

申請者	申請者住所（法人住所）
	申請者名称（法人名称）
	申請者代表者名（代表取締役 ○○○○）
申請代理者	代理者住所（現場事務所住所）
	代理者名称役職等（○○現場事務所所長）
	代理者名 ○○○○

(2) 販売事業等明細書及び変更明細書の作成要領

①販売する高圧ガスの種類

販売する高圧ガスの種類を記載する。混合ガスの組成は不要。

②販売の目的

販売の目的を具体的・簡潔に記入する。

(記載例) イ. 造船鉄工業の鋼材の溶断又は溶接用。

ロ. スクーバダイビング等呼吸用

③変更の理由

変更の理由を具体的・簡潔に記載する。

(記載例) 取り扱い品目の追加

④変更の内容

変更するガス種の内容を具体的・簡潔に記載する。

一覧表等で明示する。

⑤販売の方法

イ. 店舗販売（販売場所等を明示）

ロ. 伝票販売

ハ. ローリーによる充填販売

ニ. 冷凍設備への充填販売

⑥貯蔵能力

イ. ガスの種類、貯蔵設備及び容器置場ごとに貯蔵能力を記載する。

ロ. 貯蔵能力は、第2章の高圧ガス貯蔵所の留意事項「4. 貯蔵能力の計算方法」に基づいて算出し、計算根拠も記載する。

ハ. 変更前及び変更後の貯蔵能力を併記する。

ニ. 変更しない場合は、「変更なし」と記入する。